

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 518

### ◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 520

### ◇ 市選挙管理委員会

- 各種請求、委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【市選挙管理委員会事務局選挙課】 521

北九州市告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年3月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
4642	日吉台 14号 線	前	北九州市八幡西区日吉台一丁目1130番9地先から 北九州市八幡西区日吉台一丁目1130番10地先まで	5.0 } 5.1	106.3
		後	北九州市八幡西区日吉台一丁目1130番9地先から 北九州市八幡西区日吉台一丁目1130番10まで	9.8 } 10.1	108.7
4643	日吉台 15号 線	前	北九州市八幡西区日吉台一丁目1130番273地先から 北九州市八幡西区日吉台一丁目1130番330地先まで	6.0	40.5

		後	北九州市八幡西区日吉台 一丁目 1 1 3 0 番 2 7 3 地先から 北九州市八幡西区日吉台 一丁目 1 1 3 0 番 3 3 0 まで	9.6 ) 9.7	41.5
--	--	---	--	-----------------	------

北九州市公告第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成26年3月5日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区朽網東一丁目2035番1及び2035番10から2035番15まで	北九州市小倉北区馬借二丁目6番6号 第一ホーム株式会社 代表取締役 志垣眞澄

北九州市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成26年3月2日

北九州市選挙管理委員会

委員長 疋田 慶一

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万5,993人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

19万9,935人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万9,187人

小倉北区 4万9,917人

小倉南区 5万7,904人

若松区 2万3,239人

八幡東区 1万9,964人

八幡西区 6万9,926人

戸畑区 1万6,402人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置

協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数  
13万3,269人